

建築にあたっての事前届出書
(変更届出書)

平成 年 月 日

神戸市長 あて

住所

届出者 氏名
(建築主) (法人にあつては、
名称及び代表者名)

電話 ()

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第5条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。
(第5条の3)

代理者の資格、 氏名、事務所名 及び所在地等	()建築士 ()建築士事務所	()登録第 ()知事登録第	号 氏名 号 名称	Ⓜ
建築物の敷地の 所在及び地番	住所	電話 ()	-	
(予定)確認申請先	<input type="checkbox"/> 神戸市建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関(名称)			
特記事項	(変更の届出の場合 事前届出書の受付年月日及び番号 平成 年 月 日 第 号)			

※受付日及び番号 第 号

※関係課 処理欄	公共下水道処理区域判定	農業集落排水処理 事業区域	添付図書又は書面 (要・不要)	
	処理区域	未処理 区域	<input type="checkbox"/> 開発・宅造関係調書 (市・調) <input type="checkbox"/> 土地区画整理法第76条許可申請書 <input type="checkbox"/> 都市計画法第53条・第65条許可申請書 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____	
	地区計画	都市計 画 総局	建設局	環境局
	計画課	まちのデザイン室 まち再生推進課	計画課(道路) 管理課(道路)	計画課(公園) 業務課
	指定建築物	その他判定(建築指導部)	みなと総局	保健福祉局
			空港事業室	分譲推進課(管理係) 経営課(経営第2係)
				障害福祉課 生活衛生課

※都市計画総局建築指導部処理欄											※都市計画総局計画部処理欄								
平成	年	月	日	福	省	ハ	C	経	経	保	用	省	特	指	防	平成	年	月	日
課長	道路	整備	指導	建築環境	建築安全	設備	安全指導	ビル防災対策	建築調整	指定機関指導	課長	係長・担当係長	担当						
	②	④	⑥	⑧	⑩	⑫	⑭	⑮	⑰										
	①	③	⑤	⑦	⑨	⑪	⑬	⑯	⑱										

- 備考
- この届出書は、本人又はその代理人が記入するものです。
 - 個人が届出をする場合において、当該本人が自署するときは、押印は不要です。
 - 同一敷地における、建築物と工作物の届出は別にして下さい。
 - 変更の届出をする場合は、変更の内容並びに事前届出書の受付の年月日及び番号を特記事項の欄に記入してください。
また、第三面、図面の変更箇所マーキングをして下さい。
 - ※の欄は、記入しないでください。
 - 添付図書として、次の図書を添え提出してください。
 - ・建築物(用途変更の場合も同様)：建築確認申請書第3面の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図・断面図(ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物である場合は必要ありません)
 - ・工作物(建築基準法施行令第138条第1項、第2項(第1号を除く)及び第3項に掲げるもの)：建築確認申請書第2面の写し、付近見取図、配置図、平面図又は横断面図、側面図又は縦断面図

届出事項に関する通知書

※平成 年 月 日

住所
氏名
(法人にあつては、
名称及び代表者名)



様

神戸市長

印

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第5条の2第1項の規定による下記の届出については、本通知に添付の図書又は書面に明示されている事項に関し、同条例第5条の2第3項の規定により次のとおり通知します。

※	公共下水道処理区域判定		農業集落排水処理事業区域	必要書類 (要・不要)
	処理区域		未処理区域	<input type="checkbox"/> 開発・宅造関係調書 (市・調) <input type="checkbox"/> 土地区画整理法第76条許可申請書 <input type="checkbox"/> 都市計画法第53条・第65条許可申請書 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____
※	<input checked="" type="checkbox"/> 裏面のとおり、意見を付します。 <input type="checkbox"/> 意見ありません。 <input type="checkbox"/> ()			
建築場所 (所在及び地番)	神戸市 区			
※事前届出書の受付日及び番号	第 号			

備考 1 ※の欄は、記入しないでください。

2 添付図書として、次の図書を添え提出してください。

- ・建築物(用途変更の場合も同様): 建築確認申請書第3面の写し、付近見取図、配置図、各階平面図、2面以上の立面図・断面図(ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物である場合は必要ありません)
- ・工作物(建築基準法施行令第138条第1項、第2項(第1号を除く)及び第3項に掲げるもの): 建築確認申請書第2面の写し、付近見取図、配置図、平面図又は横断面図、側面図又は縦断面図

前面道路の取り扱いに関して次のとおり意見します。 (都市計画総局建築安全課道路調査係)

必要となる手続などに関して次のとおり意見します。

日付・担当課	意見等

建築基準法施行令第9条に掲げる建築基準関係規定に関して次のとおり意見します。	
<input type="checkbox"/> 屋外広告物法第3条／神戸市屋外広告物条例 <div style="text-align: right;">(建設局道路部管理課)</div>	
<input type="checkbox"/> 港湾法第40条第1項／神戸港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例 <div style="text-align: right;">(みなと総局経営課)</div>	
<input type="checkbox"/> 駐車場法第20条／建築物に附置すべき駐車施設に関する条例 <div style="text-align: right;">(都市計画総局建築安全課)</div>	
<input type="checkbox"/> 流通業務市街地の整備に関する法律第5条第1項 <div style="text-align: right;">(みなと総局分譲推進課)</div>	
<input type="checkbox"/> 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第4項 / 神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 (建設局道路部管理課)	
<input type="checkbox"/> 都市計画法第53条第1項 <div style="text-align: right;">(都市計画総局計画課)</div>	

特記事項

※この通知書は、確認申請に際し、必要となる手続きや意見・情報等を通知したものであり、「建築基準関係規定」について審査したものではありません。「建築基準関係規定」については、確認申請を提出された指定確認検査機関等で審査されます。

備考 この面は、記入しないでください。

確認申請書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

申請にあたっては、日本ERI株式会社確認検査業務約款を遵守します。

日本ERI株式会社
代表取締役 中澤芳樹 様

平成 年 月 日

申請者氏名

印

※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日		平成 年 月 日
第 ERI 号		第 ERI 号
係員印		係員印

【1. 築造主】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏 名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住 所】

【ホ. 電話番号】

【2. 代理者】

【イ. 資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏 名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ファックス番号】

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏 名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

(その他の設計者)

【イ. 資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏 名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ. 資 格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏 名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ハ. 電話番号】

【ト. 作成した設計図書】

【イ.資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ.氏名】
【ハ.建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】
【ホ.所在地】
【ヘ.電話番号】
【ト.作成した設計図書】

【4.工事施工者】

【イ.氏名】
【ロ.営業所名】 建設業の許可 () 第 号
【ハ.郵便番号】
【ニ.所在地】
【ホ.電話番号】

【5.敷地の位置】

【イ.地名地番】
【ロ.住居表示】

【6.工作物の概要】 (番号)

【イ.種類】 (区分)
【ロ.高さ】
【ハ.構造】
【ニ.工事種別】 新築 増築 改築 その他 ()
【ホ.その他必要な事項】

【7.工事着手予定年月日】 平成 年 月 日

【8.工事完了予定年月日】 平成 年 月 日

【9.特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ()

(第 回) 平成 年 月 日 ()

【10.備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

- 1) 申請者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2) ※印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- 1) 築造主が2以上のときは、1欄は代表となる築造主について記入し、別紙に他の築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2) 築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- 3) 2欄及び3欄は、代理者又は設計者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者又は設計者の住所を書いてください。
- 4) 3欄は、代表となる設計者及び申請に係る工作物に係る他のすべての設計者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 5) 4欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6) 住居表示が定まっているときは、5欄の「ロ」に記入してください。
- 7) 6欄は、複数の工作物について同時に申請する場合には、申請する工作物ごとに通し番号を付した上で、第二面には第1番目の工作物について記入し、第2番目以降の工作物については、別紙に必要な事項を記入して添えてください。この際には、添付する図面にもその番号を明示してください。
- 8) 6欄の「イ」は、次の表の工作物の区分に従い対応する記号を記入した上で、工作物の種類をできるだけ具体的に書いてください。

工作物の区分	記号
1. 煙突（支わく及び支線がある場合においては、これらを含み、ストープの煙突を除く。）	06310
2. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業者及び卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）	06320
3. 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	06330
4. 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	06340
5. 擁壁	06350
6. ウォーターシュート、コースターその他これに類する高架の遊戯施設	06360
7. メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの	06370

- 9) 6欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は、具体的な工事種別を併せて記入してください。
- 10) 認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合は、6欄の「ホ」に認証番号を記入してください。
- 11) 工作物の名称又は工事名が定まっているときは、10欄に記入してください。
- 12) 建築物に関する確認申請と併せて申請する場合には、6欄に記載したものを規則別記第二号様式に追加添付すれば、この様式を別途提出する必要はありません。
- 13) 建築基準法第88条第1項において準用する同法第86条の7第2項および第3項の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を10欄又は別紙に記載して添えてください。
- 14) 計画の変更申請の際は、10欄に変更の概要について記入してください。
- 15) ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、別紙に記載して添えてください。